

時間外選定療養費徴収のお知らせ

当院の救急外来は、地域の緊急患者の受入を行っているため、「緊急性の低い（いわゆる軽症の）患者さんの時間外救急受診」には、時間外選定療養費を徴収します。

地域の皆様に安全で質の高い医療を提供するためのやむを得ない処置ですので、皆様のご理解をお願い申し上げます。

時間外選定療養費徴収金額	<u>5,250円(税込)</u>
徴収対象時間	平日:17:15~翌日8:30 土・日・祝日は終日
開始日時	平成25年3月1日 0:00より

【以下に該当する場合等は徴収対象外となります】

- ・当院医師より注射・処置等のため救急外来を受診するよう指示された場合
- ・生活保護や特定の疾患等により各種公費負担の対象となっている場合
- ・受診後そのまま入院する場合
- ・#7119(救急相談センター)からの紹介患者の場合
- ・当院で当日受診があり、症状増悪によって時間外に再受診する場合
- ・医師の診察の結果、緊急性が有ると判断した場合
- ・他院から救急外来受診のための紹介状を持参した場合